

■ 福祉避難所等 Q&A ■

Q 1) 福祉避難所等とは？（マニュアル7～9P）

A 1) 災害時に指定避難所等での生活が難しい方が避難できる二次的な避難所で、熊本市と協定している社会福祉施設（各特別支援学校）となります。
※福祉避難所等への避難行動に関することは、Q 7) ・ A 7) ～Q 9) ・ A 9) をご参照ください。

Q 2) どのような人が避難できるの？（マニュアル7～9P）

A 2) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が避難対象者となります。このような配慮を要する方を「要配慮者」として支援します。

Q 3) どんな施設があるの？（マニュアル7～9P）

A 3) 「高齢者福祉施設」「障がい者福祉施設」「各特別支援学校」があります。

Q 4) どこに、何施設あるの？

A 4) 現在、熊本市内に168施設、市外に18施設あり、市内6校の各特別支援学校があります。今後、対象となるすべての施設との協定を目指しています。※施設数は変動します。マニュアル付属資料「福祉避難所施設一覧」を参照

Q 5) どんなときに福祉避難所等が開設されるの？（マニュアル11P）

A 5) 原則、熊本市が災害救助法の適用を受けた場合に、必要性を判断し開設しますが、福祉子ども避難所は、熊本市で突発的かつ大規模な災害（震度6弱以上、当面の間暫定的に震度5強以上の地震が発生した場合）発生の際は、災害救助法の適用前であっても施設の被害状況等確認した上で、可能な範囲で開設します。

Q 6) 大規模災害って、どのくらいの規模なの？（マニュアル11P）

A 6) 福祉避難所等を開設する災害は、災害救助法が適用された時となります。熊本市での災害救助法適用基準を併せて掲載しています。
また、本市では、震度6弱以上、当面の間暫定的に震度5強以上の地震が発生した場合も大規模な災害と規定しております。

Q 7) 直接、施設に避難出来ないの？ (マニュアル 12 P)

A 7) 原則、直接避難は出来ません。

指定避難所等に避難された方の中で、要配慮者とされる方の状態や受入施設の被害状況を踏まえ、施設と要配慮者とのマッチングを市対策部が行い案内します。ただし、各特別支援学校の在学学生とその家族、未就学の障がい児とその家族（指定避難所等への避難が可能な方を除く）は、各特別支援学校に設置する福祉子ども避難所に直接避難することができます。

Q 8) 高齢なので優先的に避難出来ないの？ (マニュアル 20～22 P)

A 8) 治療が必要な方や日常生活に全面的な介助が必要な方、家族の介助である程度自立が出来る方など配慮者の状況を把握（スクリーニング）し、要配慮者のニーズ・状態に応じた優先順位の決定（トリアージ）後に福祉避難所等へ案内いたします。

Q 9) 福祉避難所等へはどうやって行くの？ (マニュアル 24, 30 P)

A 9) 原則、避難所への移送は家族又は支援者をお願いすることになります。

ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合は、市または施設などで移送を行うこととなります。

※家族以外で移送する際は、原則、家族等の同乗をお願いします。

Q10) 福祉避難所等はいつも開設しているの？ (マニュアル 25, 31 P)

A10) 熊本市が災害救助法の適用を受けた場合において、必要性や協定する施設の被害の状況を判断して開設いたします。基本的には災害発生から7日以内とされおり、福祉避難所等となる施設が早期に本来目的の活動を再開できるよう早期解消に努めます。

ただし、災害の状況等により災害救助法の適用期間が延長されるなど、延長が必要な場合は市と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行います。

Q11) 指定避難所では対応できないの？ (マニュアル 23 P)

A11) 指定避難所には要配慮者避難スペースや教室などを利用した福祉避難室等が確保されます。こちらでは、配慮を必要とされる方が一時的に避難できるスペースとして活用できますが、個々の配慮が必要な方は福祉避難所等へ受入態勢が整い次第、移送することになります。

Q12) 直接避難の対象としていない要配慮者等や一般市民が福祉子ども避難所等として協定している施設に一時避難したときはどうなるの？

(マニュアル 23, 29 P)

A12) 直接避難の対象としていない要配慮者等が、市の判断を受けずに避難された場合は一旦受け入れ、各区対策部保健福祉班の保健師等の巡回の際に、福祉避難所における受入の必要性について判断します。

また、障がい児等でない一般の方が一時的に福祉子ども避難所に避難された場合は、災害がおさまり安全が確認され次第、近隣の指定避難所等を案内します。

Q13) 福祉避難所等で身体状況が悪化したときの対応は（緊急時対応）？

(マニュアル 39, 51 P)

A13) 福祉避難所等に入所した要配慮者の方が身体状況等の悪化により、医療処置、治療が必要と判断される場合時は、医療機関へ速やかに移送するなど対応いたします。

Q14) 社会福祉施設等への緊急入所はできないの？（マニュアル 41～43 P）

A14) 緊急入所の対象者となる方は、福祉避難所での生活が困難であって、入所介護を要する概ね要介護度3以上の高齢者または入所支援を要する概ね障害支援区分1以上の障がい者を想定しています。

この場合、介護保険法または障害者総合支援法に基づく入所であり、災害救助法の規定は適用されませんが、市では福祉避難所の開設期間と同様に入所期間を設けることとしています。

Q15) 福祉子ども避難所の運営は誰が行うの？（マニュアル 46～47 P）

A15) 市職員や施設管理者、避難者の家族等で構成する福祉子ども避難所運営委員会を設置し、連絡調整や物資等に関することのほか、相談支援や環境衛生に関することを分担して行います。

Q16) 福祉子ども避難所の物資調達はどうするの？

(マニュアル 49～50 P)

A16) 市では福祉子ども避難所に配送するルートを設け物資の配送を行います。しかし、配送が行われないような状況下においては、必要に応じ福祉子ども避難所（各特別支援学校）で食糧・物資を購入またはリース等にて調達できます。なお、調達に要した経費は市へ請求することが出来ます。